

斎場の整備に関する請願を採択

~市民の声~

2779名の署名とともに請願書が提出され、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」に付託し、審査の後、本会議において賛成多数で採択されました。なお、委員会での附帯決議が報告されました。

請願書

【主旨】

石岡地方斎場組合からの離脱を撤回し、市民と同組合構成自治体の融和ある方法にて、斎場（火葬炉と式場）を整備されるよう請願する。

【請願理由】

石岡地方斎場組合の新規斎場の建設にあたり、建設費や市負担金の減額が、管理者である久保田健一郎石岡市長から提案されておりますが、宮嶋市長はかたくなに単独整備を表明するなど、議会や市民の意思を無視した行政運営を続けています。また、その際、宮嶋市長は単独整備時の計画、単独整備が出来なかった時の対応、広域事業への配慮など、全く市民には説明責任もはたさず、判断に苦慮する内容であり、我々市民は大きな不安を抱いているのが現状でもあります。

人生の最大行事を、我が住環境の中で、安らかに締めくりたいのが人の想いであることから、現計画どおり斎場（火葬炉と式場）建設を求めます。

委員長報告の概要（委員長：岡崎 勉）

請願主旨については、石岡地方斎場組合からの離脱を撤回し、融和ある方法にて、斎場を整備されることが、請願の主旨であります。

次に、請願理由について申し上げます。

石岡地方斎場組合の建設にあたり、石岡市と小美玉市から、譲歩案が提案されておりますが、宮嶋市長は、議会や市民の意思を確認することなく単独火葬場整備を表明いたしました。

また、単独整備ができなかった時の対応、広域事業の配慮など、説明責任も果たさず、市民は、大変不安を抱いております。

人生の最大行事を、我が住環境の中で、安らかに締めくりたいのが、人の思いであり、市長にあっては、この市民の思いを真摯に受けとめ、2市と話し合い、石岡市と小美玉市とかすみがうら市が、協力し合って、石岡地方斎場の建設を推進することを求めるものであります。

請願第8号「斎場(火葬炉と式場)の整備に関する請願書」に対する附帯決議 (委員会での決議)

石岡地方斎場の建設事業にあたっては、次の事項について、十分配慮すること。

- ①石岡地方斎場組合から離脱しないこと
- ②3者で整備すること
- ③3者で協議を行い、相互に歩み寄り、妥協案を模索すること

この附帯決議も含め、石岡地方斎場の建設が、より広域行政の発展と円滑化を図るため、それぞれ構成市が膝を交えて協議を行い、円満な妥協案を模索するよう願うものです。

石岡地方斎場建設を推進する決議

～ 議会の意思 ～



石岡地方斎場建設を推進する決議

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市で構成する石岡地方斎場組合が進めている石岡地方斎場の移転計画については、これまで長年の課題であったが、構成市の合意のもとに、やっと、事業着手に至ったものであります。

これらを踏まえ、平成23年3月4日、かすみがうら市議会は「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を決議し、同事業の推進を図るよう、市長に要請してまいりました。

一方、宮嶋市長は、同年6月6日「石岡地方斎場組合からの離脱とかすみがうら市火葬場単独整備」を表明、さらには、9月定例会で候補地を発表するとしておりましたが、三者協議の行方を踏まえ、具体的な候補地の発表は控えるとしております。併せて、“市民の判断の尊重”という観点から、一つの選択肢として、同年8月27日の朝日新聞において「かすみがうら市単独火葬場を造らない選択肢もある」とも発表しております。

議会としては、円滑な広域行政の推進という観点から、円満な解決を図り、周辺市との連携を維持することが、市のリーダーに求められているものであると確信しております。

また、我々は、宮嶋市長が政治目標を高く掲げるだけでなく、“市民の判断の尊重”という理念があるならば、大所高所の観点から、市民の意思を第一とし、『組合からの離脱』という不安を解消するよう要請いたします。

よって、市長にあっては、石岡地方斎場の建設を推進するという、議員諸侯の思いを厳粛に受けとめ、下記の点を踏まえ、石岡市や小美玉市との再協議を真摯に行い、相互に歩み寄り、3構成員によって、石岡地方斎場の建設を推進するよう強く求める。

以上、決議する。

記

1. 石岡地方斎場建設事業を3構成員の協力のもと推進すること。
2. かすみがうら市単独火葬場の建設計画を進めないこと。

議案第52号

予算捻出に明確な根拠なし

中学生までの医療費無料化に係る条例を否決

～未来に負担をまわすことのない健全な運営を～

（「法を遵守した提案権の審査が不備である」とし、議長より委員会付託省略を發議。賛成多数で付託省略を決定し、9月7日の本会議で審議、起立少数により否決となりました。）

委員会付託省略の提案理由

（議長發議を賛成多数で委員会付託省略が決定）

地方自治法第222条では、財政上の負担を伴う条例の改正に対する執行機関の自己規制を課しております。つまり、予算を伴う条例案の議案提出は、条例と予算が一体であることを、厳しく制限しております。これは申すまでもなく、財政的な裏付けのない条例提案は、健全な財政運営を、明らかに阻害するからであります。私としては、今回提案された議案第52号は明らかに、地方自治法第222条に抵触しており、併せて、前回の審議経過も踏まえれば、同様な審議が続くことは明らかであると推断します。

また、同法の「予算上の措置が講ぜられるまで」とは、関係予算案が議会に提出されたときであると、昭和31年9月28日行政課長通知により、明示されております。

議会は、政策を議論する場ではありますが、その前に、法の遵守を監視するチェック機関でもあります。つまり、今回の案件は、審議前の基本的な事項の問題ということであり、『法を遵守した提案権の審査が不備である』ということに着眼し、『委員会への付託を省略し、本会議で採決すること』が賢明な対応であると考え、議会運営委員会に諮問し、付託省略の答申をいただいております。

※地方自治法第222条については、豆辞典(P18)を参照願います

◇ 本会議での質疑 ◇

Q この制度は、一時的な事業ではなく、恒常的な財源が必要となります。24年度以降、その拡大した部分の財源について、1年間に要する額を確認いたします。

A 現行の県の医療福祉費について平成22年度の小学校3年生までの医療実績を参考とし、それらを基礎とし中学生までを算出した場合、今後、毎年度の負担は、5000万円前後の増額が見込まれると考えております。

Q 前年の定例会では8500万円を要するとし、今回は5000万円ということですが、地方自治法第222条では、本来、予算と条例はセットでの提案ですが、施行日が来年度の4月1日からという理由で提案しなかったのか、また、この条文に準じない理由の説明を求めます。

A 4月1日施行であるため、新年度予算に組み込むことで考えております。理由については、今年度中の議案については予算が伴うが、次年度については、予算上の措置が講ぜられる見込みがあるということで、解釈しております。

Q 補助金等を削減し財源を充たしたいとの答弁だが、その考えは、財政計画に基づいたものではなくスクラップ&ビルドである。補助金を主体に削減したいとのことだが、5000万円もの予算額を、もう削る見込みがたっているのですか。

A 補助金の削減については、現在、審議会等で検討中です。しかし、5000万円全額を補助金から捻出するのではなく、その他、歳出削減も行い、財源を捻出していきたいと考えています。

消防組織の機能を維持し、 安心・安全を確保するための調査特別委員会



【委員会設置の提案概要】 (議長発議を全会一致で可決)

かすみがうら市は、未曾有の大災害として3月11日の東日本大震災の被災地となりましたが、この大災害において、火災が発生せず幸運にも難を逃れたといっても過言ではありません。

このような中、去る9月定例会の決算審査において、平成24年度以降の消防組織の維持に、大きな不安があることが、明らかとなりました。

この大震災を教訓とし、これからの消防や救急業務に対しては、万全の備えが必要であります。

消防力や救急業務の基本は人材であることを再認識し、「市民の願いである安心・安全」をより強固にするためにも、計画的な職員採用と人材育成を、念頭におく必要があります。

この東日本大震災の経験を風化させないためにも、『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置を提案いたします。

委員長 小松崎 誠
副委員長 川村 成二

緊急質問 平成23年9月定例会における、議員2名からの緊急質問

山内 庄兵衛 議員

Q 単独市火葬場整備計画において、9月には場所を発表すると言っていたが、市長は発表を少し延ばしてほしいとのこと。市民も場所はどこになるのか、本当につくるのかと言っている。このことについて、市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 石岡地方斎場組合管理者の、「9月中旬には建設工事を発注する」との発言により、このままでは、法律問題になる可能性があり、その場合にはどちらの事業も進まないとの考えから、今後の動向を見極めてからと判断しました。

Q 原発事故による風評被害により、観光農業はとてむひどい状況だが、今後の対応を伺う。

A 宮嶋市長 果樹観光は観光業ということで、それについては、東京電力の損害賠償が大変遅れていたわけですが、最近、東京電力も前向きになってきましたので、請求漏れないよう、市としても連絡を密にして、きちんと請求していきたいと考えております。

栗山 千勝 議員

Q 新盆回りに関する市長の不祥事においては、公用車を使ったと聞いたが、この問題についての見解を伺う。

A 宮嶋市長 新盆回りの金品を本人が持つて歩くことの違法性の認識は全くなく、本当に申しわけなく思っております。公用車の使い方については、一般職員と首長の公用車の使い方について、同じように考えることは適切ではないと思います。しかし、他市の事例で言えば、私的な公用車の使用はすべきでないと思います。新盆回りでは、公的な方や私的な人もいたこと、限られた日数の中で訪問することなどから、その都度、公用車と私用車を乗り換えるというような仕分けをするつもりはありませんので、そこら辺は柔軟に考えていただいた方がいいのではないかと思います。